

○一般財団法人茨城県教職員互助会生活資金貸付規程

(平成 10 年 2 月 17 日制定)

改正 平成 12 年 2 月 21 日 平成 19 年 2 月 22 日
平成 20 年 2 月 21 日 平成 24 年 10 月 12 日
平成 25 年 2 月 19 日 平成 25 年 6 月 21 日
平成 26 年 2 月 24 日 平成 28 年 2 月 24 日
平成 31 年 2 月 25 日 令和 2 年 2 月 25 日
令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 2 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人茨城県教職員互助会運営規則（平成 24 年 10 月 12 日制定。以下「運営規則」という。）第 10 条の規定に基づき生活資金貸付の額、条件等について定めるものとする。

(貸付の額及び条件等)

第 2 条 理事長は、会員が臨時に資金を必要とする場合 1 人 1 口を貸付け、貸付の額及び条件等については、別表のとおりとする。ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員は除く。

2 生活資金を借り受けようとする者（以下「借受申請者」という。）は、生活資金の貸付を受けると同時に退会一時金等を担保とする。

(借受人への貸付)

第 3 条 理事長は、既に貸付を受けている者（以下「借受人」という。）に対して、当該借受人に係る貸付の未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付を行う（以下「借換え」という。）ことができる。

(貸付の制限)

第 4 条 次の各号の一つに該当する者に対しては、貸付を行わない。

(1) 貸付申込みの日において同日の属する月の末日まで引き続き会員であるものとみなして計算した会員期間が別表第 1 の貸付申込資格に満たない者。

(2) 自己破産又は民事再生等になった者。

(3) 理事長が償還の確実性がないと認める者。

(利率)

第 5 条 貸付金の利率は、特例基準割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定に基づき財務大臣が告示する割合に年 0.5%を加算した割合）の率とする。

2 利率の変更時期は、特例基準割合が告示された翌年の 4 月 1 日から適用する。

3 利率に変更があった時は、借受申請者及び借受人に対して前項の規定を適用する。

4 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日の属する月の翌月の初日から起算し、償還の終了する日の属する月の末日までの期間について行うものとし 1 月を単位とする。

5 貸付金の利息の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(貸付申請)

第 6 条 借受申請者は、生活資金貸付金申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）及び生活資金貸付金借用証書（様式第 2 号。以下「借用書」という。）に所定の事項を記入し、記名押印のうえ所属長を経由して理事長に提出しなければならない。

(貸付の決定及び送金)

第 7 条 理事長は、申込書及び借用書の提出を受けた場合は、申込順により第 4 条に掲げる事項をあわせ考慮して、速やかに貸付を決定するものとする。

2 理事長は、貸付を決定したときは、速やかに所属長を経て当該会員に生活資金貸付決定通知書（様式第 3 号）及び生活資金貸付金月別償還表（様式第 4 号）を添えて送付するとともに、貸付金を申込人があらかじめ届け出た申込人名義の預金口座に振り込むものとする。

3 理事長は、貸付をしない旨決定したときは、申込書及び借用書を借受申請者に返還するものとする。

(償還)

第 8 条 借受人は、貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月から最終回の償還額を除き毎月元利均等額で償還しなければならない。

2 前項の規定による償還（以下「毎月償還」という。）は、別表の貸付金額の償還回数に応じ行うものとする。

3 借受人は、給与の支給日に、前項の規定による毎月償還金を弁済しなければならない。

4 所属長は、借受人の委任により、徴収した前項の金額をとりまとめ、毎月末日までに理事長に払い込むものとする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号）の適用を受ける会員については、給与から控除し、納入できるものとする。

(貸倒引当金)

第 9 条 一般財団法人茨城県教職員互助会（以下「本会」という。）は、財政の健全性を確保するため、貸付金に対して貸倒引当金を計上しなければならない。

2 貸倒引当金に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(繰上償還)

第 10 条 借受人は、生活資金貸付金繰上償還申出書（様式第 6 号）を提出することにより未償還元利金の全部又は一部を、繰上げ償還することができる。

2 全部又は一部の繰上償還の利息算定の基礎となる期間は、既に払い込まれた最後の毎月償還の償還期限の翌日から起算し、その期間に 1 月未満の端数があるときは、その端数を 1 月として計算する。

(償還期間の延期)

第 11 条 借受人は、天災地変等の被災又は無給休職、休業等の事由により生活資金償還金の延納を求めようとするときは、生活資金償還金延納申請書（様式第 7 号）を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付金の精算)

第 12 条 借受人は、会員たる資格を失ったときは、貸付金残額及び利子を直ちに償還しなければならない。

2 借受人は、自己破産又は民事再生等になったときは、理事長に退会届（様式第 3 号）を提出し、退会一時金等を未償還元金に充当しなくてはならない。

3 理事長は、借受人が貸付金及び利子を完済したときは、直ちに、所属長を経て借受人に借用書を返付するものとする。

(帳簿)

第 13 条 理事長は、貸付金の個人別管理を行うとともに、生活資金貸付金出納簿その他必要な補助簿を備え、生活資金貸付金の出納を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、貸付に関し必要な事項は理事長が定める。

付 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

平成 24 年 3 月 31 日以前に貸付を受けていた会員については、第 5 条の利率、第 9 条の貸付保険を次のとおり取り扱う。

- 1 貸付金の利率は、第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、期間 1 月につき 0.1666 パーセントとする。
- 2 第 9 条第 1 項の貸付保険に要する費用は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、全額を本会が負担するものとする。

この付則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程にかかる改正後の財団法人茨城県教職員互助会生活資金貸付規程は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に貸付を受ける会員に適用し、平成 24 年 3 月 31 日以前に貸付を受けていた会員については、なお従前の例による。
(貸付額及び条件等の特例)
- 3 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの貸付における貸付額及び条件等は、別表生活資金貸付事業の金額の項のうち、300,000 円のみとする。
(利率の特例)
- 4 貸付金の利率は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までは無利子とし、平成 26 年 4 月 1 日以降は、「月 0.1666%」とし、同条第 2 項は適用しないものとする。
(償還の特例)
- 5 償還の開始については、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 4 月からとする。
(貸付保険の特例)
- 6 貸付保険の保険料については、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、全額を本会が負担するものとする。
(借受人への特例)
- 7 平成 24 年 3 月 31 日以前に貸付を受けていた会員については、第 2 条の規定にかかわらず別に貸付を申込みすることができるものとする。

付 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程にかかる改正後の財団法人教職員互助会生活資金貸付規程は、平成 26 年 4 月 1 日から貸付を受ける会員に適用し、平成 26 年 3 月 31 日以前に貸付を受けていた会員については、なお従前の例による。
(貸付額及び条件等の特例)
- 3 平成 26 年 4 月 1 日以降の貸付における貸付額及び条件等は、別表生活資金貸付事業の金額の項のうち、1,000,000 円及び 2,000,000 円のみとする。
(利率の特例)
- 4 貸付金の利率は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、「月 0.1666%」とし、同条第 2 項は適用しないものとする。
(貸付保険の特例)
- 5 貸付保険の保険料については、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、全額を本会が負担するものとする。

(借り受け人への特例)

- 6 平成 26 年 3 月 31 日以前に貸付を受けた会員が、平成 26 年 4 月 1 日以降に新たに貸付を受ける場合、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に貸付を受けた 300,000 円の貸付については、第 2 条第 1 項に定める「1 人 1 口の貸付」の条件は適用しないものとする。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 生活資金貸付事業

貸付額及び条件			借換えの条件	提出書類	摘要
金額	償還回数は三通りの中から1つを選択する		貸付申込資格	借換え後の送金額	○生活資金貸付金申込書 (様式第1号) ○生活資金貸付金借用証書 (様式第2号)
	償還回数	償還年数			
300,000円	48回	4年	会員		
1,000,000円	60回 72回 90回	5年 6年 7.5年	会員		
2,000,000円	96回 120回 144回	8年 10年 12年	会員期間 5年以上	1,000,000円以上	
3,000,000円	120回 180回 240回	10年 15年 20年	会員期間 15年以上	1,000,000円以上	

(様式第1号)

生活資金貸付金申込書

審査	※	係	※
----	---	---	---

※貸付番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

令和 年 月 日	
一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 殿	
一般財団法人茨城県教職員互助会貸付規程に基づいて、下記の金額を借り受けたいので申し込みます。	
所 属 名 所 属 長 氏 名	職 印

申込人	所 属 コ ー ド		所 属 名			
	職 員 番 号		氏 名			印
						○
	性 別		生 年 月 日			
	男	・	女	昭和	平成	年 月 日
	互 助 会 加 入 年 月 日					
	昭和	平成	令和	年 月 日		

記					
申 込 金 額		円			
区 分		新規	・	借換え	償還回数 回
借 用 事 由					
借用希望年月		令 和 年 月			

- 1 申込書の締切りは、毎月5日とする。ただし、5日が休日の場合は、前日を締切日とする。
- 2 ※は、記入しない。
- 3 区分欄は、新規か借換えに○をつける。
- 4 償還回数は、指定された回数の中から選択する。
- 5 その他詳細については、事業要項集を参照してください。
- 6 過去に自己破産又は民事再生等になった方は、申込みできません。

(様式第2号)



収入印紙を添付してください。

30万円は400円

100万円は1,000円

200万円、300万円は2,000円

生活資金貸付金借用証書

金	円	※貸付決定番号							
令和 年 月 日									
一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 殿									
一般財団法人茨城県教職員互助会生活資金貸付規程を承知の上、上記金額を下記条件により借用いたします。									
記									
1 利率は、特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合に0.5%を加算した割合)の率とし、利率の変更は、特例基準割合が告示された翌年の4月1日からとします。									
2 償還中に利率の変更があった時は、変更後の利率を適用します。									
3 借受人が自己破産又は、民事再生等となったときは、退会することに異存ありません。									
4 借受人が会員の資格を喪失したときは、退会一時金等の給付金を未償還元金に充当することに異存ありません。									
5 借受人が貸付金の返済を怠った場合、自己破産又は民事再生等となった場合若しくは貸付規程に違反した場合は、借受人が所属する所属長に当該事実を通知することに異存ありません。									
所属所	所属名								
	所属長氏名								
借受人	現住所	〒							
	電話番号	— —							
	職員番号								
	氏名	印							

1 ※は、記入しない。

2 住所・氏名は、自書すること。

3 借用金額に応じた収入印紙を添付し消印をすること。

生活資金貸付決定通知書

令和 年 月 日

所属所コード

所属所名

職員番号

氏 名 殿

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長

印

先に申込みのありました貸付は、一般財団法人茨城県教職員互助会生活資金貸付規程第7条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1	貸付番号	第 号		
2	貸付金額	円		
3	償還方法	回	毎月償還月額	円
			最終回償還月額	円
4	貸付利率	年利 %	月利 %	
5	貸付期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	
6	償還開始日	令和 年 月から		
7	前回未償還元金	円		
8	差引送金額	円		
9	送金年月日	令和 年 月 日		

振込先

口座番号

※貸付利率は、特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合に0.5%を加算した割合）の率とし、特例基準割合の告示された翌年4月1日から変更する。

※償還中に利率の変更があった時は、変更後の利率を適用する。

生活資金貸付金繰上償還申出書

令和 年 月 日

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 殿

所属名 _____ TEL () _____

所属コード						
職員番号						

氏名 _____

一般財団法人茨城県教職員互助会生活資金貸付規程第10条の規定により貸付金の全部又は一部を下記により繰上償還いたします。

記

繰上償還予定月	貸付番号							貸付金額	償還回数
令和 年 月							万円	回	
繰上償還回数	繰上償還元金							償還後の元金残高	
回から 回まで	円							円	

※貸付番号は生活資金貸付決定通知書記載のものを記入する。

※繰上償還元金は、通知書により指定された口座に必ずその月の25日までに送金する。

生活資金償還金延納申請書

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 殿

所属長職印

所属コード							所 属 名
職員番号							氏 名

私は、下記により一般財団法人茨城県教職員互助会生活資金貸付規程第11条の規定により償還金の延納方申請いたします。

記

延納申請理由	(許可期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
貸付金額	一金 万円
貸付番号	
延納期間	令和 年 月より令和 年 月まで

※無給休職・休業等の場合は許可期間を記入。

※貸付番号は生活資金貸付決定通知書記載のものを記入。